

# 「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

政策等の題名：「杉並区地域防災計画(平成25年修正)(案)」

政策等の案の公表の日：平成25年11月1日

意見提出期間：平成25年11月1日～11月30日(30日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、3件の意見の提出がありました。提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数(A+B)	人数(A)	団体数(B)	項目数
文書	1		1	6
F A X	0			
電子メール	1	1		3
ホームページ	1	1		6
その他	0			
合計	3	2	1	15

注1)件数:提出件数(但し、同一主体から複数回に分けて寄せられた意見については1件とする)

注2)項目数:寄せられた個人毎の意見の総数(例 提出件数2件 A氏;2項目、B氏;3項目 項目数;5)

お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果(区の考え方)や理由等について下記のとおりまとめました。

## 保育園の防災対策について

NO	項目	意見の概要	区の考え方	計画への修正、追記
1	震災編 第2部 第9章 第5節【予防対策】(第3 震災救援所等の指定・管理運営体制の整備等)	公立私立を問わず、近隣私立学校と「学校避難」が可能な「避難協定」を結ぶこと。	区立小中学校の震災救援所を避難する場所として確保しています。私立学校については、必要に応じて震災救援所補助・代替施設( )に指定するなど、個別にご協力いただいています。 震災救援所の収容能力を超えた避難者が発生した場合や、区立小・中学校自体が被災して震災救援所として機能しない場合に備えて、区内の高校、大学など22カ所の施設の一部を指定。	無
2	震災編 第2部 第2章 第5節【予防対策】(第1 - 6 応急保育)	近隣町会の協力を仰ぎ、「お助け隊」を設置してもらうこと。	発災直後の避難対応としては、原則各園での対応となっています。 また、区立保育園、区保育室では、園舎が倒壊したり、火災になる恐れがある場合に、震災救援所への避難を各園で行います。 震災救援所で応急保育を行う場合は、震災救援所の業務として位置付けており、地域の皆さんと協力体制をとっています。	無
3		保育園、保護者、地域住民間の密なコミュニケーションの場づくりを支援すること。	保育園では、保護者会を開催するとともに、行事などを通じて父母の会との連携を深めています。また、地域住民との交流を深めるため、毎日の声かけや夏まつり、運動会への招待などにより園児や保護者との交流のための機会づくりをおこなっています。	無

## 要援護者支援の取り組みの具体化について

NO	項目	意見の概要	区の考え方	計画への修正、追記
1	震災編 第2部 第9章 第5節【予防対策】 (第1 避難体制の整備<災害時要援護者対策を含む>)	震災弱者の要援護対象範囲を明確に例示してほしい。	ご意見を踏まえ、地域防災計画に文言を追記します。  〔地域防災計画抜粋〕 「要介護の高齢者、障害者、乳幼児、 <b>妊産婦、傷病者</b> などの災害時要援護者にとって、適切な防災活動をとることは困難な場合が多いため、環境の整備や支援、情報の提供等が必要である。区は、災害時において、災害時要援護者に対する必要な支援ができるよう体制の整備を図る。」	有
2	震災編 第2部 第9章 第5節【予防対策】 (第1 避難体制の整備<災害時要援護者対策を含む>)	地域と行政が要援護者情報を共有する「関係機関共有方式」の連携の仕組みを創ってほしい。	地域のたすけあいネットワーク「地域の手」に登録している方の登録者名簿を警察署、消防署、消防団分団、震災救援所運営連絡会(町会・自治会、防災市民組織、民生児童委員等で構成)で共有し、平常時から災害時要援護者を把握しています。	無
3	震災編 第2部 第9章 第5節【予防対策】 (第1 避難体制の整備<災害時要援護者対策を含む>)	市民防災組織が近隣の要援護者を把握する仕組みを創ってほしい。	震災救援所運営連絡会の構成団体は、町会・自治会、防災市民組織、民生児童委員などの地域の各団体で組織されています。区は各震災救援所運営連絡会に対して、地域のたすけあいネットワーク「地域の手」に登録している方の登録者名簿を提供し、平常時から各団体が災害時要援護者を把握できるようにしています。	無
4	震災編 第2部 第9章 第5節【予防対策】 (第1 避難体制の整備<災害時要援護者対策を含む>)	個人情報に配慮した名簿収集とその管理および活用上の課題を明確にすること。	地域のたすけあいネットワーク「地域の手」に登録する際に、各関連機関(警察署、消防署、消防団分団、震災救援所運営連絡会)に情報を提供することについて本人から同意いただき、登録者台帳を作成しています。各震災救援所では、暗証番号で施錠されたキャビネットに台帳を保管し、区が実施する個人情報保護研修を受講した運営連絡会のメンバーのみが名簿を取扱うことができる仕組みを整えています。	無
5	震災編 第2部 第9章 第3節(第1 避難体制の整備)	要援護者在宅避難生活支援の担い手と具体的支援内容を検討してほしい。	現在、杉並区災害時要援護者対策協議会において、避難行動要支援者と避難生活要支援者を区分した上で、安否確認や避難者への支援体制や具体的な支援内容を検討しているところです。	無
6	震災編 第2部 第1章 第2節 区、都及び防災機関の役割	要援護者対応を担当を地域組織との連携が深い危機管理室に変更してほしい。	要援護者支援には、民間事業者を含めた医療や介護のネットワークが必要であることから、保健福祉部を主担当としていますが、防災市民組織と関係が深い危機管理室や、町会・自治会など地域団体を担当する区民生活部など関係所管との連携をさらに強化していきます。	無

## 災害時における障害者への支援について

NO	項目	意見の概要	区の考え方	計画への修正、追記
1	震災編 第2部 第9章 第5節【予防対策】 (第1 避難体制の整備<災害時要援護者対策を含む>)	愛の手帳4度及びグループホーム利用者も「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」に登録させてほしい。	愛の手帳4度の方は、個別に勧奨はしていませんが、ご希望であれば地域のたすけあいネットワーク「地域の手」に登録することができます。保健福祉部管理課、福祉事務所、ケア24で常時受付しています。 グループホーム利用につきましては、今後、登録対象者として加えていく方向で検討中です。	無
2	震災編 第2部 第9章 第5節【予防対策】 (第1 避難体制の整備<災害時要援護者対策を含む>)	震災時の障害者支援のためのネットワークの内容を明確にし、地域の支援体制作りを進めてほしい。	発災時における障害者への支援については、障害者団体の方々の意見が反映できるよう、現在、杉並区障害者福祉推進協議会の下に、障害者災害時支援対策検討部会を設置し検討を進めているところです。	無
3	震災編 第2部 第6章 第5節【応急対策】 (第4 広報体制)	日中の安否確認について  1. 通所施設、就労施設などから家族への一斉メール配信が出来るように関係機関に指導を進めてほしい。  2. 日中活動にガイドヘルパーを利用している方が多数いる。震災時にガイドヘルパーと家族間での安否確認や帰宅の方法を徹底するようにヘルパー事業所を指導してほしい。	1. 民間通所施設における緊急時連絡体制の整備について、引き続き指導・研究していきます。また、災害時の緊急メール一斉配信についても検討していきます。  2. 震災時、ガイドヘルパーと家族間での連絡については、従前から、サービス利用時に連絡方法の確認を依頼していますが、引き続き、事業所研修会や通知等で徹底するよう促していきます。	無
4	震災編 第2部 第9章 第5節【予防対策】 (第1 避難体制の整備<災害時要援護者対策を含む>)	震災時に小中学校が震災救援所として立ち上がりますが、どちらの震災救援所でも障害者の受け入れを認めてほしい。	地域のたすけあいネットワークで登録した震災救援所へ避難することが基本ですが、発災時の状況により、区内のどの震災救援所にも避難することが可能です。	無
5	震災編 第2部 第9章 第5節【予防対策】 (第1 避難体制の整備<災害時要援護者対策を含む>)	区の震災マップに福祉救援所の名称と位置を載せてほしい。	第二次救援所、福祉救援所の記載を含めて、震災マップの作成について検討していきます。	無
6	震災編 第2部 第2章 第5節【応急対策】 (第2 - 1 震災救援所運営連絡会の運営への支援)	地域の防災連絡会へのお願い  区防災課を通じて、地域の防災会や防災訓練に、障害者や保護者が参加するなど、顔の見える関係作りを進め、地域の皆様に障害者への理解を深めてもらいたい。	各震災救援所の運営連絡会や防災訓練を通して、障害者ご本人やその保護者の方々との連携や関係づくりに配慮していきます。	無

問い合わせ先

危機管理室防災課

電話03 - 3312 - 2111(代表)